

1 「東南アジア青年の船」事業

昭和49年の日本とASEAN諸国の首脳会談における共同声明に基づき、日本・ASEAN諸国の共同事業として開始。ASEAN10カ国の選抜された青年との交流を行う。
参加青年(18歳～30歳)：日本から約40名、ASEAN各国からそれぞれ約30名ずつ

＜船内での活動例＞

ディスカッション、文化交流、クラブ活動など

＜訪問国での活動例＞

ホームステイ（各2泊3日）、現地青年との交流、施設訪問、表敬訪問など



◀平成30年度事業での使用船(にっぽん丸)

＜平成30年度の航路＞

日本国内活動（8日間）

↓
東京（日本）11月2日

↓
ムアラ（ブルネイ・ダルサラーム）
11月10日～13日

↓
マニラ（フィリピン）
11月17日～20日

↓
バンコク（タイ）
11月25日～28日

↓
ホーチミン（ベトナム）
12月2日～5日

↓
東京（日本）12月12日



2 「世界青年の船」事業

世界各国から集まった外国青年とのディスカッションなどを通じて、国際社会・地域社会等でグローバル化対応を牽引・指導する次世代リーダーを育成する。併せて、国境を越えた強い人的ネットワークの構築を図る。

参加青年(18歳～30歳) : 日本参加青年約120名 外国参加青年約120名 (各国12名)

<船内での活動例>

ディスカッション、文化交流、リーダーシップセミナー、参加青年企画セミナー、自主活動など

<訪問国での活動例>

表敬訪問、施設訪問、現地青年との交流など

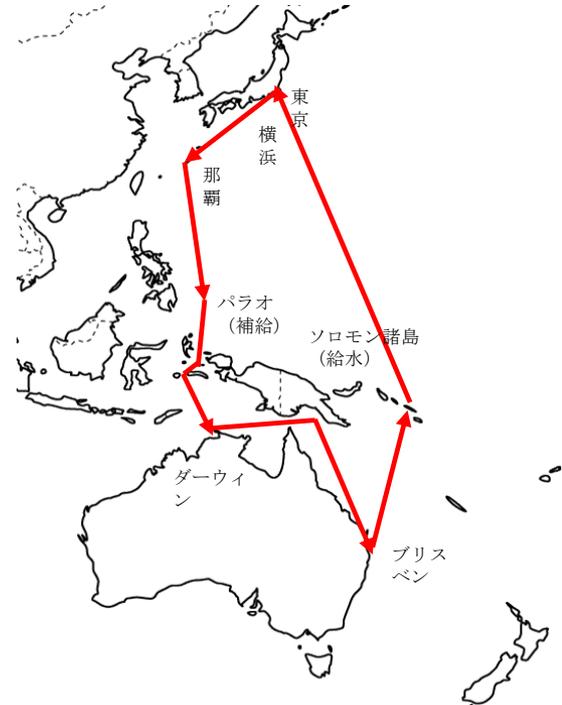
平成30年度参加国

(オーストラリア、チリ、エクアドル、ギリシャ、ソロモン諸島、スウェーデン、タンザニア、トルコ、UAE、バヌアツ及び日本)

<平成30年度の航路>

陸上研修 (7日間)
↓
横浜 (日本) 1月28日
↓
沖縄 (日本) 1月31日

↓
ダーウィン (オーストラリア)
2月8日～9日
↓
ブリスベン (オーストラリア)
2月15日～17日
↓
東京 (日本) 3月1日



3 地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」

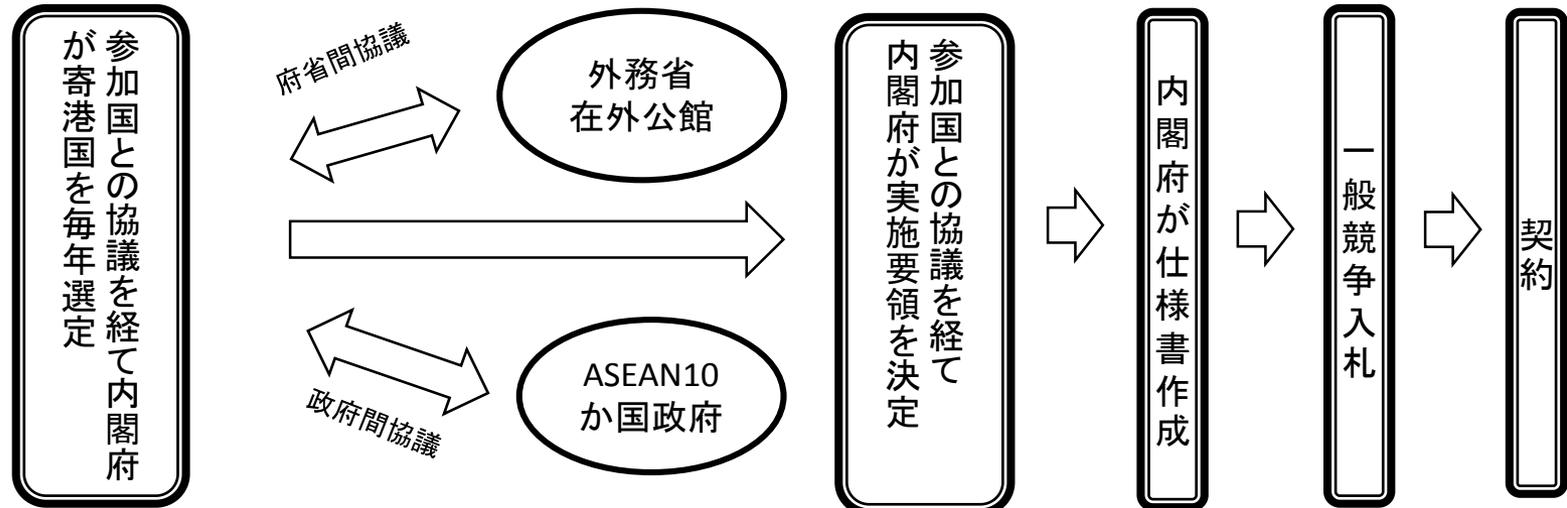
- 高齢者関連、障害者関連及び青少年関連の各分野において社会活動に携わる青年を海外に派遣
- 原則、各分野において社会活動経験を3年以上有する23歳～40歳までの青年が対象
- 先進的な取組を実施している外国を訪問し、政府機関、施設などを訪問
- 地域の課題解決の担い手となる青年リーダーの能力の向上、ネットワークの形成を図ることが目的
- 平成30年度
 - 日本青年海外派遣 10月7日～16日（10日間）
 - ドイツ（高齢者関連）、フィンランド（障害者関連）、ニュージーランド（青少年関連）に派遣
 - 外国青年招へい 2月12日～26日（15日間）



「東南アジア青年の船」支援業務

日本・東南アジア諸国共同声明(1974)

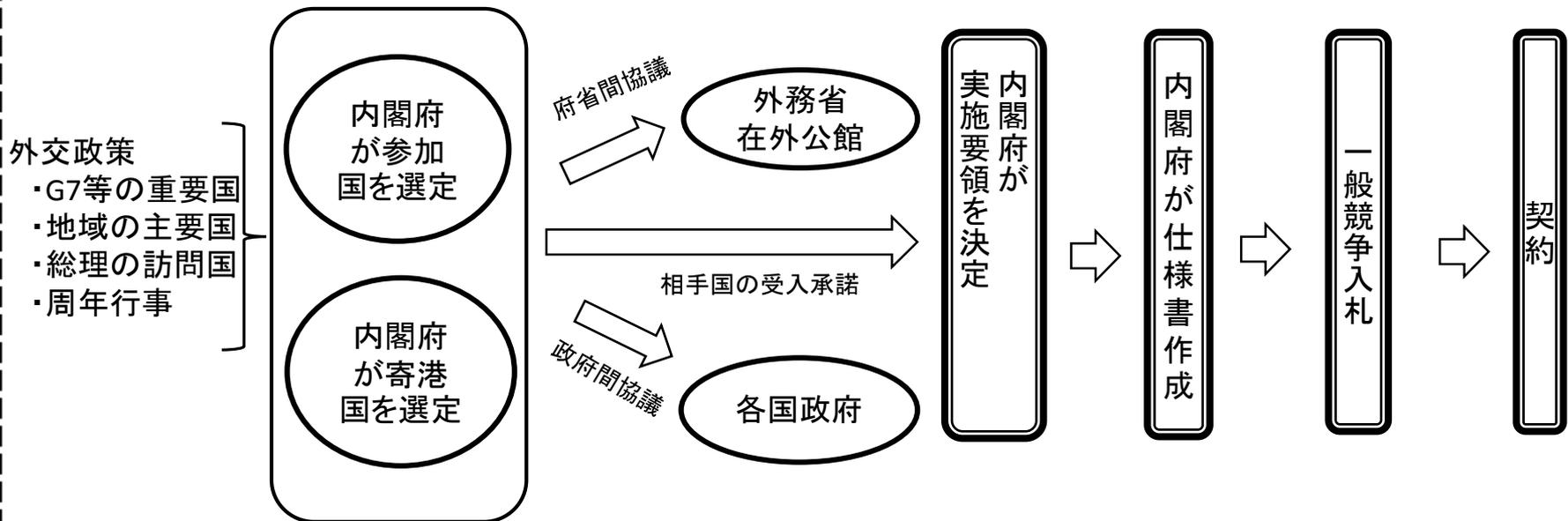
日・ASEAN首脳会議(2003)で支援採択



「世界青年の船」事業支援業務

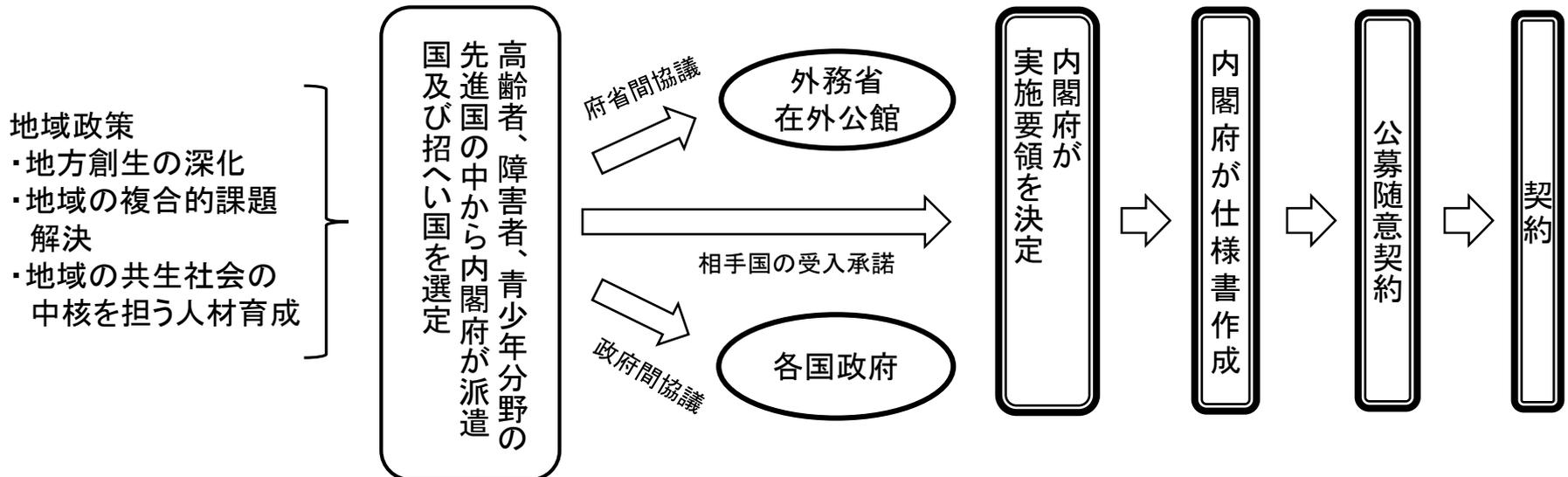
明治100年記念事業として開始された「青年の船」事業（～1987年度）を継承

各国政府が強く関与（過去の招へい65か国、寄港30か国）



地域課題対応人材育成事業 「地域コアリーダープログラム」支援業務

- 共生社会実現に携わる青年育成を目的として2002年度から実施
- 2016年度からは特に地域における共生課題に重点



2年前の御指摘等への対応状況①

(1) 受注者に求められる要件について

前回分科会ヒアでの委員からの御意見等 ※委員の肩書は当時	対応状況
仕様書中、「国際交流事業の運営業務に関し」とあるが、 <u>「国際交流事業」の意味を明確化すべき</u> (尾花副主査)	対応済み(平成29年度) (「国際交流事業とは、セミナー、ディスカッション、視察等イベントの種類を問わず、2か国以上の出席者が相互に交流する機会を提供するものをいう。単なる旅行のツアーは除く。」と明記した。)
仕様書中、「過去の国際交流事業の経験」を要件としているが、 <u>国際交流事業で求めている要素を切り出して要件にすることを検討してはどうか</u> (加藤専門委員)	対応済み(平成29年度及び30年度) (<u>参加青年の宗教上の飲食物の制約の考慮</u> を求めている要素として、 <u>切出し</u> 。 加えて、30年度、①外国人を含む参加者を対象とした国際交流イベントの企画運営業務の経験と、②外国人を含む参加者を対象とした旅行業務の経験に切分け)
仕様書中、「 <u>受注者に求められる要件</u> 」から「 <u>既参加青年組織との緊密な連携</u> 」を外すべき(川島副主査)	対応済み(平成29年度) (御意見のとおり <u>当該要件を削除</u> した)

2年前の御指摘等への対応状況②

(2) 情報開示について

前回分科会ヒアでの委員からの御意見等 ※委員の肩書は当時	対応状況
<p>仕様書中、責任の所在が明示されるように、<u>受注者と内閣府の業務の切分けが新規事業者にもわかるようにすべき</u>(井熊主査)</p>	<p>対応済み(平成29年度) (<u>受注者と内閣府の業務の切分けが新規事業者にもわかるように主語を明記した。</u>)</p>
<p>仕様書において、新規事業者の業務への理解を高めるため、<u>現行事業者の経費及び業務体制の情報開示を積極的に行ってはどうか。</u>(尾花副主査)</p>	<p>対応中(平成29年度及び30年度) (<u>単価や利用料を一覧表にまとめ、参考資料として仕様書に添付した。</u> 加えて、過去の好事例や企業秘密との法的整理が明確になれば、現行事業者と相談の上ではあるが、積極的に検討してまいりたい)</p>
<p><u>共同事業体による入札参加を認めてはどうか。</u>(井熊主査)</p>	<p>対応済み(平成29年度) (御指摘のとおり共同事業体による入札参加が可能であることを明示し、その場合の応札要件を記述した。)</p>

2年前の御指摘等への対応状況③

(3)スケジュールについて

前回分科会ヒアでの委員からの御意見等 ※委員の肩書は当時	対応状況
<u>公告期間を更に確保</u> するよう検討してはどうか(井熊主査)	対応中(平成29年度～) (船事業は平成28年度は24日しかなかった <u>公告期間を最低30日間に延長</u> 。今後も延ばす努力をする。)
※内閣府から今後行う取組として説明した事項 公示日をできるだけ前倒しにして、 <u>契約日と事業開始の間の準備期間を十分に確保</u> していきたい。	対応中(平成29年度～) (平成28年度は数日しかなかったところ、30年度は「 <u>東南アジア青年の船</u> 」と「 <u>世界青年の船</u> 」事業では約50日間、 <u>地域コアリーダープログラム</u> では約40日間確保)
※平成30年10月に事務局から説明を求められた事項 <u>入札スケジュール、仕様の明確化の更なる改善</u>	対応中(平成29年度～) (入札スケジュールについては、公告期間を長くする。 仕様書の明確化については、受注者の創意工夫を期待する業務はその記載に幅を持たせることとし、それ以外については、引き続き明確化に努める。)

2年前の御指摘等への対応状況④

(4) その他

前回分科会ヒアでの委員からの御意見等 ※委員の肩書は当時	対応状況
※平成30年10月に事務局から説明を求められた事項 <u>事業者への広報の強化</u>	対応中(平成29年度～) (これまでは入札説明会への参加経験がある事業者を中心に広報していたところ、今後は入札説明書を取得した事業者等にも広報を行うこととする。)
※平成30年10月に事務局から説明を求められた事項 本事業について、 <u>一社応札と成らざるを得ない特殊性</u> があれば示されたい。	本事業は、それぞれ約9か月間の国際的人材育成プログラムである。 単なる研修事業と異なり、国際研修企画業務、海外各国への事前調査、外国青年招へい時の国内地方プログラムに係る都道府県との調整・外国組織や都道府県、ファシリテーター等関係者との各種会議を行う必要がある一大プログラムである。 したがって、応札に当たっては、上述のような本事業の特長に由来した <u>体制構築への民間企業の覚悟が必要</u> になる。

2年前の御指摘等への対応状況⑤

(4) その他

前回分科会ヒアでの委員からの御意見等 ※委員の肩書は当時	対応状況
<p>※平成30年10月に事務局から説明を求められた事項</p> <p><u>市場化テスト(民間競争入札)を導入する意向が無い具体的な理由</u></p>	<p>民間競争入札の肝要な点は、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される業務を公共サービス改革法の手続に従って実施されることにより従来の民間委託と比較して、一層のプロセスの透明性・中立性・公平性の担保を図ることであると理解しているが、本事業は、既に<u>平成29年の公物管理等分科会ヒアリングでの委員からの御指摘を踏まえ、表現の明確化、要件の切出し・緩和、共同事業体による入札参加、公告期間の延長、契約日からの準備期間の確保、事業者の広報等の対応を行っているところである。</u></p> <p>一方で、先述のとおり、本事業は、約9か月間の国際的人材育成の一大プログラムであり、<u>応札に当たっては、入札条件等の問題ではなく、体制構築への民間企業の覚悟の問題と考える。</u></p>

(参考)内閣府本府調達改善計画 (抄)

○共通的な取組

- 前年度一者応札であった案件については、以下の取組を実施する。
 - ・入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供
 - ・公示開始日の前倒し、公示期間の延長
 - ・受注実績、資格要件についての緩和を検討
 - ・入札に参入可能な事業者の事前調査
 - ・調査の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し
 - ・過度に良質な条件、性能を求めるものとなっていないかを検証
 - ・業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入者を確保

○重点的な取組

<調達手法の改善（随意契約への移行）>

- 一者応札が継続している案件の随意契約への移行等

複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し、上述の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、調達アドバイザー等の意見も踏まえ慎重に検討の上、公募に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施

<価格交渉の推進>

- 「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による価格交渉の推進
- 外部専門家による価格交渉の推進